

**令和 8 年度大分県建設型応急住宅基本計画策定業務委託に係る
企画提案競技（プロポーザル方式）実施要項**

1 業務名

令和 8 年度大分県建設型応急住宅基本計画策定業務委託

2 目的

大分県では、建設型応急住宅の円滑な供給体制の確保に向け、市町村と連携して建設候補地の選定を進め、県内全域の候補地台帳を整備している。しかしながら、候補地ごとのライフライン調査や配置計画図の作成は未実施である。

本業務は、大規模災害発生時における建設型応急住宅の迅速かつ適切な供給を図るため、候補地の現地条件を踏まえた配置計画図等をあらかじめ作成することを目的とする。

3 業務委託の内容

（１）建設型応急住宅配置計画図等の作成

（２）現地調査

※詳細は別紙「令和 8 年度大分県建設型応急住宅基本計画策定業務委託 仕様書」
のとおり

4 業務委託先の選定方法及び契約方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、企画提案競技による随意契約とする。

5 予算限度額

80,950,100 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

6 参加資格等

参加資格は単独の法人若しくは法人以外の団体（以下、「単独法人等」という。）又は複数の法人で構成する特定共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とし、次のすべての要件を満たす者とする。また、共同企業体の構成員は、単体または他の共同企業体の構成員として本案件に応募することができないものとする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

（１）単独法人等の場合

次のすべての要件を満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

③本事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

（ア）業務の実施にあたり主任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

（イ）宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

（ウ）特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

④自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ）暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（ウ）暴力団員が役員となっている事業者

（エ）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

（オ）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者

（カ）暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

（キ）役員等が暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

（ク）暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（２）共同企業体の場合

次のすべての要件を満たす者とする。

①共同企業体の構成員は 2 者又は 3 者であること。

②各構成員の出資比率は、構成員が 2 者の場合は 20% 以上、3 者の場合は 10% 以上であること。

③共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の出資比率を有する者であること。

④結成方法は、自主結成であること。

⑤本業務の委託契約の相手方となった場合は、本業務の履行後 3 ヶ月以上特定 J V として存続できること。

⑥共同企業体を代表する法人が応募を行うこと。

⑦構成員は、本企画提案競技において他の共同企業体の構成員となり、又は単独で参加していないこと。

⑧すべての構成員が（１）①、②、③（イ）（ウ）並びに④の要件を満たしていること。

⑨（１）③（ア）の要件については、共同企業体として満たしていること。

⑩共同企業体の代表者は、本事業の遂行に当たり中心的な役割を担い、県との連絡調整及び契約手続きを行うこと。

⑪共同企業体協定書を企画提案書と同時に提出できること。

(3) 技術者等に関する資格要件

次に掲げる技術者を各1名配置すること。

なお、それぞれの技術者が他の技術者を兼任することはできないものとする。

共同企業体として参加する場合は、代表構成員からアを配置できることとする。

選定後、評価した配置予定技術者を変更することはできない。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない場合は、同一資格、又は上位資格を有する者に限り変更を認める。

ア 管理技術者（業務の技術上の管理を行う）：一級建築士の資格を有する者

イ 照査技術者（成果物の内容の技術的な照査を行う）：一級建築士の資格を有する者

7 提出書類等

(1) 提出書類

企画提案競技に参加する者は、次のすべての書類を提出すること。

書類	内容	提出部数
1 企画提案書（表紙） （様式1）	企画提案書の添付書類は、指定様式（指定がない場合は任意様式）により作成し、提出すること。なお、提出にあたっては、「(2) 企画提案書に係る留意事項」を確認すること。	6 部
2 企画書 （様式2）	コミュニティ形成の促進に向け、配置計画で配慮すべき内容について提案すること。（配置イメージ図を含むこと。また、参考とした被災地事例や文献等がある場合は記載すること。）提案に当たっては、次の事項に配慮すること。 ①「入居者同士の交流促進」 ②「単身高齢者等の孤立防止」 ※提案条件 別添「仕様書」及び「整備基準及び仕様書等基本方針（設計マニュアル）」に示す条件の範囲内で行うものとし、実現性及びコスト面を十分考慮した内容とすること。	6 部
3 提案者概要書 （様式3）	提案者の概要として、名称、所在地及び災害対応・防災に関する協定の締結状況を記載すること。	6 部
4 業務執行体制表 （様式4・1、4・2）	候補地調査及び配置計画作成を着実に遂行するための業務執行体制について提案すること。提案に当たっては、「管理技術者」、「照査技術者」を含めた従事予定者の配置、人員構成、役割分担及び業務管理体制を記載すること。	6 部
5 品質管理体制表 （様式5・1、5・2）	本業務における品質管理体制及び品質確保の取組について提案すること。提案に当たっては、品質管理体	6 部

	制図を示すとともに、品質管理を担当する者全員の氏名、役割及び保有資格を記載すること。	
6 業務工程表	本業務の実施方針及び工程計画について提案すること。提案に当たっては、現地調査、配置計画図作成及び成果品作成に係る主要工程を示すとともに、進捗管理の方法について記載すること。	6 部
7 見積書	本業務の実施に必要な経費について、項目ごとの単価及び金額を記載した見積書を提出すること。なお、提出された見積書は、審査及び積算の参考資料として使用する。	1 部原本 5 部写し
8 誓約書 (様式 6)	大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨を書面にて誓約すること。	1 部原本

(2) 企画提案書提出に係る留意事項

- ・サイズについては様式 1 の【添付資料】記載のとおりとする。
- ・ステープルは使用せず、クリップ等でとめること。
- ・1 者につき 1 提案までとし、提出後における提案書の差し替えは認めないものとする。

(3) 提出期限 令和 8 年 8 月 25 日(火) 17 時必着

(4) 提出方法 郵送(簡易書留等配達記録が残る方法)又は持参

※プレゼンテーション審査用として(1)に記載するすべての書類を
ウイルスチェック済み CD-R (PDF データ) にて提出すること

(5) 提出先

〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1-1 県庁舎新館 6 階
大分県土木建築部建築住宅課 企画調査班

8 審査について

(1) 審査方法

①企画提案書等の審査は、以下に定める選定委員会に諮り、委託候補者を選定する。

日時：令和 8 年 9 月 1 日(火) 13 時 30 分～

場所：大分県庁舎 新館 13 階 131 会議室

※時間等選定委員会の詳細は、提案者に対して別途通知する。

※PC(事前提出した企画提案書の電子データを保存したもの)、スクリーン及びプロジェクターは県にて用意する。

※社会的状況等を鑑み、オンラインに変更する場合がある。

②選定委員会において、参加者によるプレゼンテーション(15 分程度)及び選定委員による質疑(10 分程度)を行う。プレゼンテーションは企画提案書で行う。

③最優秀提案を行った者を委託候補者とするが、何らかの理由により、契約が成立しない場合は、次点の者を委託候補者とする。ただし、審査結果が基準点(6 割)に満たないときや委託候補者が選定委員を通じて不正な行為をなし、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明し

たときは、当該契約を無効とする。

④参加要件を満たしていない場合、企画提案で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次点の者と契約を締結する。

⑤公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

⑥企画提案書の提出のあった者全てに対し、審査結果を速やかにメールで通知する。

⑦審査内容に関する問い合わせには、一切応じない。また、選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

(2) 審査基準

評価項目	評価基準	配点
企画内容	(的確性) 被災地の事例等を踏まえ、コミュニティ形成、孤立防止に資する効果的な提案となっているか。 (実現性) 災害時において円滑に導入でき、コスト及び工期の面で実現可能な提案となっているか。	35
業務執行体制	178箇所の候補地調査及び配置計画作成を着実に実施できる人員配置、役割分担及び業務執行体制となっているか。協定等を締結するなど、災害対応に対する知識を有しているか。	25
品質管理体制	成果品の品質を確保するため、確認・照査体制が整備され、品質のばらつきを防止できる体制となっているか。	25
工程管理	現地調査、配置計画図作成及び成果品作成の工程が適切に設定されており、進捗管理を含め、履行期限内に確実に業務を完了できる計画となっているか。	10
見積の妥当性	業務内容及び実施体制に見合った適正かつ妥当な見積価格となっているか。	5
合計		100

(3) 審査結果

審査結果は、令和8年9月2日(水)を目途に企画提案者に文書で通知する。なお、審査の内容は公表しないこととする。

9 質疑応答

企画提案書の作成にあたり、質問がある場合は次のとおり受け付ける。

- (1) 提出方法及び提出先 電子メールで「12 問い合わせ先」に提出
- (2) 質問受付期限 令和8年8月18日(火) 17時まで
- (3) 質問回答期限 質問票(様式7)のとおりに

- (4) 回答方法 令和8年8月24日(月)まで(予定)に大分県のホームページに回答を掲載
(回答は、本募集要項の追加又は修正事項とみなす。)

10 企画提案競技に係るスケジュール

- | | | |
|-------------|--------------|-------|
| (1) 質問受付期限 | 令和8年8月18日(火) | 17時まで |
| (2) 質問回答期限 | 令和8年8月24日(月) | 予定 |
| (3) 企画提案期限 | 令和8年8月25日(火) | 17時まで |
| (4) 審査結果の通知 | 令和8年9月 2日(水) | 予定 |

11 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費は参加者負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (3) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (4) 委託料は、事業の実施に必要な経費とする。ただし、受託者による会合や飲食費等、委託業務とは直接関係のない経費及び備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。
- (5) 事業を実施する際、全部を一括して第三者に再委託することはできない。
- (6) 企画に際しては、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (8) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。
- (9) 本業務の受託者は、本業務の成果を活用して実施する応急仮設住宅建設に係る工事請負、物品購入または賃貸借いずれの契約においても受注者となることができない。
- (10) 参加者から提供された従業員等の個人情報、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途には用いないこととする。
- (11) 上記に示す個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に従うこととする。
- (12) 緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできない。

12 問い合わせ先

大分県土木建築部建築住宅課 企画調査班
(電話) 097-506-4677
(メール) a18500@pref.oita.lg.jp